

- (2) 別表第一(六)項口及び(六)項イに掲げる防火対象物(六)項イに掲げる防火対象物にあっては、(六)項口に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。)のうち、地階を除く階数が三以上で、かつ、収容人員が一〇人以上のもの等(二)の(2)、(3)及び(4)に掲げるものを除く。)
  - (3) 地下街(二)の(5)に掲げるものを除く。)
    - (二) 次に掲げる防火対象物 乙種防火管理講習の課程を修了した者等(第四条第二号関係)
      - (1) 高層建築物で、次に掲げるもの
        - イ 別表第一(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項イ、八及び二、(九)項イ並びに(六)項イに掲げる防火対象物(六)項イに掲げる防火対象物にあっては、(六)項口に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものを除く。)で、延べ面積が三〇〇平方メートル未満のもの
          - ロ 別表第一(五)項口、(七)項、(八)項、(九)項口、(五)項ロ及び(六)項ロ及び(六)項イに掲げる防火対象物で、延べ面積が五〇〇平方メートル未満のもの
- (4) 別表第二(一)六の三項に掲げる防火対象物(六)項口に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものを除く。)で、延べ面積が三〇〇平方メートル未満のもの
  - (5) 地下街(別表第一(六)項口に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものを除く。)で、延べ面積が三〇〇平方メートル未満のもの

- 2 統括防火管理者の責務に関する事項
  - (一) 統括防火管理者は、防火対象物全体についての防火管理に係る消防計画を作成し、所轄消防長等に届け出なければならないこととした。(第四条の二第二項関係)
  - (二) 統括防火管理者は、(一)の消防計画に基づいて、消火、通報及び避難の訓練の実施等の防火対象物全体についての防火管理上必要な業務を行わなければならないこととした。(第四条の二第二項関係)
- 3 統括防火管理者は、必要に応じて当該防火対象物の管理権原者の指示を求め、誠実にその職務を遂行しなければならないこととした。(第四条の二第三項関係)
  - (一) 統括防火管理者の資格に関する事項
    - 統括防火管理者の資格を有する者は、次のいずれかに掲げる者で、必要な権限及び知識を有するものとして総務省令で定める要件を満たすものとする。こととした。(第八八条の二関係)
      - (一) 甲種防火管理者講習の課程を修了した者等で、防災管理講習の課程を修了したもの
      - (二) 大学等において総務大臣の指定する防災に関する学科等を修めて卒業し、かつ、一年以上防火管理の実務経験を有する者で、さらに一年以上防火管理の実務経験を有するもの
      - (三) 市町村の消防職員で、管理的又は監督的な職に一年以上あつた者
      - (四) その他防火管理者として必要な学識経験を有すると認められるもの
  - (二) 統括防火管理者の責務に関する事項
    - 統括防火管理者は、防火管理対象物全体についての防火管理に係る消防計画を作成し、所轄消防長等に届け出なければならないこととした。(第八八条の三第一項関係)

- 5 その他所要の規定の整備を図ることとした。この政令は、平成二十六年四月一日から施行することとした。ただし、5の一部については、平成二十五年四月一日から施行することとした。
- 6 南スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令(政令第二六三号)(内閣府本府)
  - 1 南スーダン国際平和協力隊を置く期間を平成二十五年一月三十一日までとすることとした。(本則関係)
  - 2 この政令は、公布の日から施行することとした。

# 政 令

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十四年十月十九日

内閣総理大臣 野田 佳彦

政令第二百六十号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十四年法律第五十三号)附則第一条第一号の規定に基づき、この政令を制定する。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行期日は、平成二十五年一月三十日とする。

- 内閣総理大臣 野田 佳彦
- 財務大臣 城島 正光
- 文部科学大臣 田中真紀子
- 厚生労働大臣 三井 辨雄
- 経済産業大臣 枝野 幸男
- 国土交通大臣 羽田雄一郎
- 環境大臣 長浜 博行

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十四年十月十九日

内閣総理大臣 野田 佳彦